

平成28年12月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成28年10月内容）

有効求人数	36,323 人	対前年同月比	12.5%増（26 か月連続の増加）
有効求職者数	33,545 人	対前年同月比	7.3%減（78 か月連続の減少）
有効求人倍率	1.09 倍	対前月	0.06P 増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 「過重労働解消キャンペーンの取組である「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施しました

今月、鹿児島労働局では、「過重労働解消キャンペーン」を実施しているところですが、このキャンペーンの取組の一つである「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施するため、去る11月11日、鹿児島市内に本社がある株式会社プロゴワスを訪問しました。

この度、その職場訪問の実施結果をとりまとめましたので、公表します。

3 平成28年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動 ー12月15日～1月15日ー

平成28年10月末の労働災害発生状況（速報）

・ 死亡者数	13 人	前年比同数
・ 休業4日以上之死傷者数	1,448 人	前年比 171 人（13.4%）増加

年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となります。

そこで、鹿児島労働局では、労働者が年末年始を無災害で過ごせるよう、『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成28年度年末年始無災害運動」と呼応し、年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開します。

4 自動車（新車）小売業最低賃金の改定について

鹿児島県の三つの特定（産業別）最低賃金のうち、「自動車（新車）小売業最低賃金」を改定することになりました。

○自動車（新車）小売業

時間額 7 8 0 円（引上げ額 1 8 円）

効力発生日 平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

10月の有効求人倍率は1.09倍で、 前月を0.06ポイント上回り、過去最高となる

鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.09倍となり、4か月ぶりに前月を上回り過去最高となりました。新規求人倍率(同)は1.67倍となり、前月(1.68倍)を0.01ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.69倍となり、前年同月(0.54倍)を0.15ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、5.3%増と3か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(11.4%増)は13か月連続の増加、製造業(14.0%減)は3か月ぶりの減少、運輸業、郵便業(3.3%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(7.8%増)は3か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(19.7%増)は5か月連続の増加、医療、福祉(12.9%増)は12か月連続の増加、他のサービス業(17.0%減)は2か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ14.3%減と2か月連続の減少となりました。

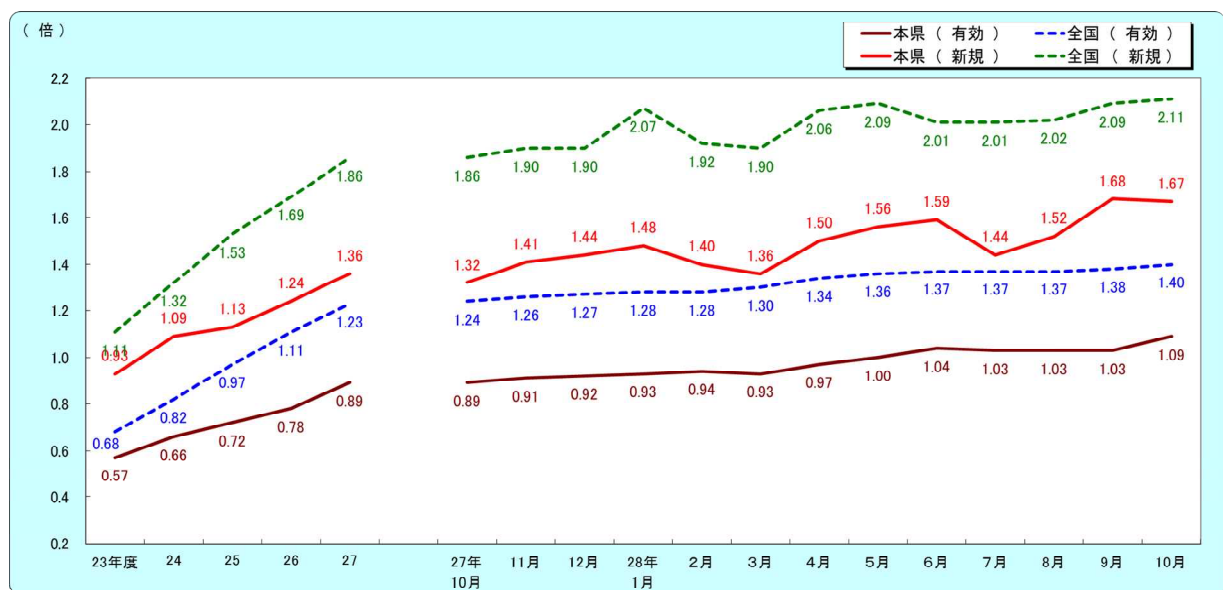
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(15.9%減)は2か月連続の減少、離職求職者(12.4%減)は2か月連続の減少、無業求職者(20.4%減)は11か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(24.4%減)は11か月連続の減少、自己都合離職者(9.3%減)は2か月連続の減少となりました。

政府の11月の月例経済報告では、生産と業況判断が上方修正され、住宅建設が下方修正された外は、各項目で据え置かれ、景気の基調判断も、「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。」と、据え置かれました。また、雇用情勢は「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が6か月連続で1倍台となり、有効求人数(同)が、26か月連続で前年同月を上回るなど、全体としては企業の採用意欲は高く、依然として改善傾向にあるものの、産業によって、求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

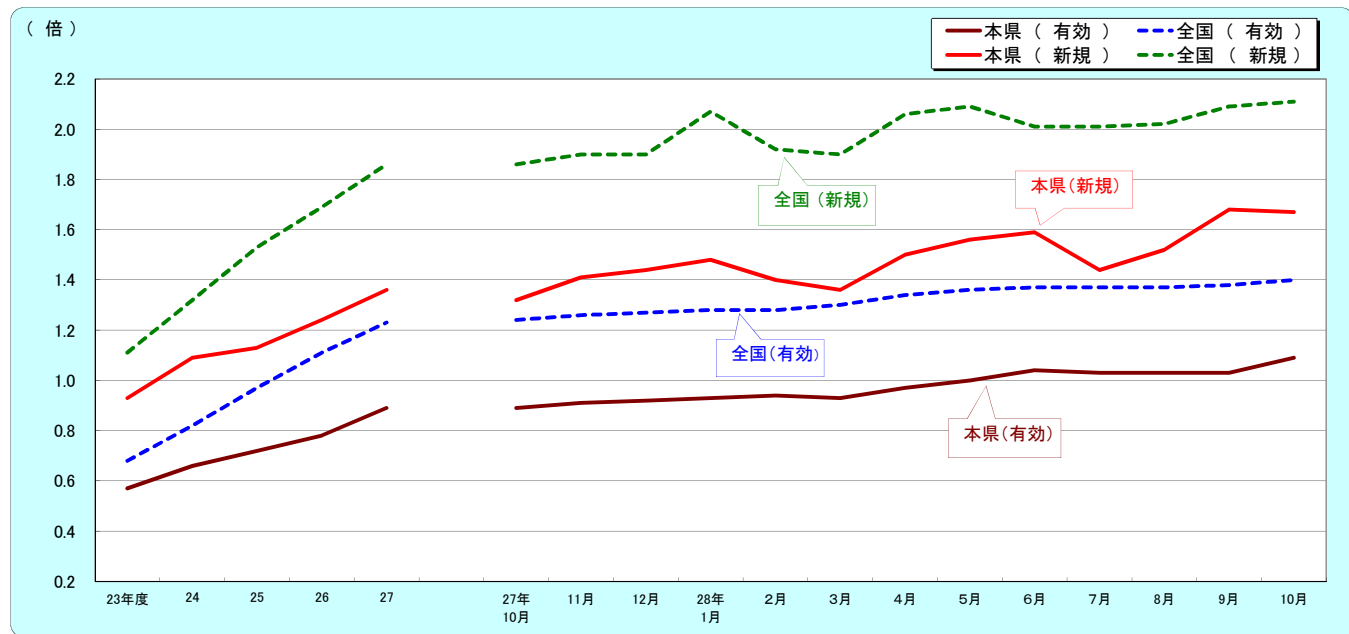


最近の雇用失業情勢 (平成28年10月分)

概況

・鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.09倍となり、前月を0.06ポイント上回った。
 なお、全国の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.40倍となり、前月を0.02ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		23年度	24	25	26	27	27年10月	11月	12月	28年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人倍率	本県	0.57	0.66	0.72	0.78	0.89	0.89	0.91	0.92	0.93	0.94	0.93	0.97	1.00	1.04	1.03	1.03	1.03	1.09
	全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37	1.37	1.37	1.38	1.40
新規求人倍率	本県	0.93	1.09	1.13	1.24	1.36	1.32	1.41	1.44	1.48	1.40	1.36	1.50	1.56	1.59	1.44	1.52	1.68	1.67
	全国	1.11	1.32	1.53	1.69	1.86	1.86	1.90	1.90	2.07	1.92	1.90	2.06	2.09	2.01	2.01	2.02	2.09	2.11

*27年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

10月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.3%増と3ヶ月連続の増加となった。

10月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(11.4%増)は13ヶ月連続の増加、【製造業】(14.0%減)は3ヶ月ぶりの減少、【運輸業、郵便業】(3.3%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(7.8%増)は3ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(19.7%増)は5ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(12.9%増)は12ヶ月連続の増加、【サービス業】(17.0%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

10月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ12.5%増と26ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	平成27年度 (月平均)		平成28年							
			7月		8月		9月		10月	
新規求人数	12,244	(6.0)	11,627	(▲ 6.4)	13,032	(14.4)	13,280	(16.4)	13,436	(5.3)
D 建設業	838	(6.0)	951	(15.3)	1,116	(39.7)	1,072	(16.6)	1,064	(11.4)
E 製造業	1,128	(11.4)	1,185	(▲ 3.6)	1,103	(19.2)	1,332	(16.3)	1,237	(▲ 14.0)
H 運輸業、郵便業	521	(3.2)	394	(▲ 15.1)	702	(52.3)	536	(▲ 1.7)	667	(3.3)
I 卸売業、小売業	2,043	(1.6)	1,988	(▲ 2.3)	2,262	(10.8)	2,017	(5.6)	2,449	(7.8)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,004	(8.0)	933	(5.5)	1,174	(17.0)	1,182	(47.8)	1,128	(19.7)
P 医療、福祉	3,179	(6.7)	3,148	(2.9)	3,579	(22.4)	3,597	(20.8)	3,476	(12.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,587	(4.2)	1,263	(▲ 39.7)	1,320	(▲ 4.3)	1,339	(18.7)	1,399	(▲ 17.0)
有効求人数	32,231	(9.3)	33,148	(6.8)	34,137	(12.0)	34,781	(11.8)	36,323	(12.5)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

10月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ14.3%減と2ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(15.9%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(12.4%減)は2ヶ月連続の減少、無業求職者(20.4%減)は11ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(24.2%減)は11ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(9.3%減)は2ヶ月連続の減少となった。

10月の受給資格決定件数(15.7%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(12.0%減)は43ヶ月連続の減少となった。

10月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ7.3%減と78ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年							
			7月		8月		9月		10月	
新規求職者数	8,992	(▲ 3.7)	7,544	(▲ 11.1)	8,069	(3.4)	8,244	(▲ 10.6)	7,668	(▲ 14.3)
44歳以下	5,362	(▲ 5.7)	4,407	(▲ 11.4)	4,847	(0.9)	5,036	(▲ 10.3)	4,558	(▲ 16.6)
※うち34歳以下	3,394	(▲ 6.7)	2,810	(▲ 11.9)	3,085	(2.1)	3,062	(▲ 11.7)	2,914	(▲ 16.4)
45歳以上	3,630	(▲ 0.6)	3,137	(▲ 10.8)	3,222	(7.6)	3,208	(▲ 11.0)	3,110	(▲ 10.7)
うち55歳以上	2,076	(2.1)	1,811	(▲ 10.7)	1,746	(6.4)	1,730	(▲ 13.5)	1,771	(▲ 6.5)
雇用保険受給資格決定件数	2,268	(▲ 2.0)	1,884	(▲ 16.4)	1,960	(6.0)	2,092	(▲ 9.6)	2,002	(▲ 15.7)
有効求職者数	36,098	(▲ 4.3)	34,255	(▲ 9.1)	34,106	(▲ 5.2)	34,091	(▲ 5.3)	33,545	(▲ 7.3)
44歳以下	19,684	(▲ 5.6)	18,250	(▲ 10.7)	18,310	(▲ 6.2)	18,494	(▲ 6.1)	18,249	(▲ 8.5)
※うち34歳以下	12,269	(▲ 6.4)	11,305	(▲ 11.7)	11,451	(▲ 6.4)	11,504	(▲ 6.0)	11,375	(▲ 7.9)
45歳以上	16,415	(▲ 2.6)	16,005	(▲ 7.1)	15,796	(▲ 4.1)	15,597	(▲ 4.4)	15,296	(▲ 5.8)
うち55歳以上	9,986	(0.1)	9,898	(▲ 6.5)	9,673	(▲ 4.3)	9,448	(▲ 4.6)	9,312	(▲ 4.4)
雇用保険受給者実人員	7,341	(▲ 7.3)	7,104	(▲ 12.1)	7,853	(▲ 5.3)	7,370	(▲ 9.1)	6,871	(▲ 12.0)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年							
			7月		8月		9月		10月	
新規常用求職者	8,913	(▲ 3.5)	7,399	(▲ 11.9)	7,991	(3.6)	8,188	(▲ 10.8)	7,621	(▲ 14.3)
在職求職者	2,348	(0.9)	1,916	(▲ 6.8)	2,170	(8.0)	2,127	(▲ 8.4)	1,917	(▲ 15.9)
離職求職者	5,466	(▲ 3.6)	4,665	(▲ 13.1)	4,915	(2.4)	4,962	(▲ 11.9)	4,767	(▲ 12.4)
うち事業主都合	1,360	(▲ 5.9)	1,064	(▲ 24.2)	960	(▲ 5.2)	923	(▲ 24.4)	948	(▲ 24.2)
うち自己都合	3,830	(▲ 2.3)	3,361	(▲ 9.4)	3,743	(5.5)	3,799	(▲ 8.3)	3,579	(▲ 9.3)
無業求職者	1,099	(▲ 11.7)	818	(▲ 16.4)	906	(▲ 0.2)	1,099	(▲ 10.4)	937	(▲ 20.4)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

10月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ5.4%減と2ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成27年度 (月平均)		平成28年							
			7月		8月		9月		10月	
就職件数	3,632	(▲ 3.4)	3,100	(▲ 19.1)	3,278	(3.1)	3,396	(▲ 4.7)	3,594	(▲ 5.4)
44歳以下	2,243	(▲ 6.4)	1,852	(▲ 22.0)	1,971	(0.7)	2,065	(▲ 8.0)	2,153	(▲ 10.0)
※うち34歳以下	1,263	(▲ 7.6)	1,003	(▲ 22.3)	1,110	(0.6)	1,161	(▲ 10.6)	1,228	(▲ 5.2)
45歳以上	1,389	(2.0)	1,248	(▲ 14.3)	1,307	(7.0)	1,331	(0.9)	1,441	(2.4)
うち55歳以上	683	(6.2)	637	(▲ 9.0)	654	(4.8)	633	(▲ 2.6)	696	(0.9)
雇用保険受給者	865	(▲ 2.1)	753	(▲ 19.1)	842	(6.3)	889	(▲ 5.6)	916	(▲ 6.3)

5. 完全失業率(全国)

	25年平均	26年平均	27年平均	28年5月	6月	7月	8月	9月	10月
完全失業率 (%)	4.0	3.6	3.4	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0
完全失業者数 (万人)	265	236	222	216	210	203	212	204	195

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成27年度 (月平均)		平成28年							
			7月		8月		9月		10月	
正社員新規求人倍率	0.78	(0.09)	0.97	(0.15)	1.02	(0.21)	0.97	(0.20)	1.05	(0.23)
正社員新規求人数	4,692	(8.4)	4,885	(3.2)	5,552	(29.1)	5,154	(11.7)	5,293	(8.1)
全新規求人における 構成比	38.3%	(0.8)	42.0%	(3.9)	42.6%	(4.8)	38.8%	(▲ 1.6)	39.4%	(1.0)
新規常用フルタイム 求職者数	5,990	(▲ 4.2)	5,028	(▲ 12.4)	5,449	(3.1)	5,325	(▲ 11.7)	5,053	(▲ 15.8)
全新規求職者における 構成比	66.6%	(▲ 0.3)	66.6%	(▲ 1.0)	67.5%	(▲ 0.3)	64.6%	(▲ 0.8)	65.9%	(▲ 1.2)
正社員有効求人倍率	0.54	(0.07)	0.63	(0.14)	0.66	(0.15)	0.67	(0.13)	0.69	(0.15)
全 国	0.77	(0.09)	0.85	(0.12)	0.87	(0.12)	0.89	(0.11)	0.92	(0.13)
正社員有効求人数	12,688	(9.6)	13,573	(13.8)	14,392	(20.3)	14,423	(15.6)	14,707	(15.8)
全有効求人における 構成比	39.4%	(0.1)	40.9%	(2.4)	42.2%	(3.0)	41.5%	(1.4)	40.5%	(1.2)
有効常用フルタイム 求職者数	23,408	(▲ 5.9)	21,714	(▲ 11.3)	21,807	(▲ 7.2)	21,680	(▲ 7.0)	21,291	(▲ 9.0)
全求職者における 構成比	64.8%	(▲ 1.2)	63.4%	(▲ 1.6)	63.9%	(▲ 1.4)	63.6%	(▲ 1.1)	63.5%	(▲ 1.1)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成28年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	14,854	14,910	14,607	13,965	13,953	14,028	13,863					100,180
	有効求人	15,379	14,655	14,764	14,386	14,530	14,824	15,315					103,853
	求人倍率	1.04	0.98	1.01	1.03	1.04	1.06	1.10					1.04
北薩地域	有効求職	4,837	4,659	4,567	4,385	4,269	4,206	4,146					31,069
	有効求人	4,472	4,315	4,498	4,237	4,351	4,448	4,565					30,886
	求人倍率	0.92	0.93	0.98	0.97	1.02	1.06	1.10					0.99
川内	有効求職	2,466	2,388	2,337	2,248	2,195	2,169	2,138					15,941
	有効求人	2,072	1,934	2,067	1,895	2,010	2,085	2,185					14,248
	求人倍率	0.84	0.81	0.88	0.84	0.92	0.96	1.02					0.89
出水	有効求職	1,827	1,752	1,731	1,657	1,605	1,563	1,534					11,669
	有効求人	1,883	1,858	1,914	1,857	1,830	1,854	1,851					13,047
	求人倍率	1.03	1.06	1.11	1.12	1.14	1.19	1.21					1.12
宮之城	有効求職	544	519	499	480	469	474	474					3,459
	有効求人	517	523	517	485	511	509	529					3,591
	求人倍率	0.95	1.01	1.04	1.01	1.09	1.07	1.12					1.04
大隅地域	有効求職	5,408	4,989	4,678	4,411	4,414	4,322	4,114					32,336
	有効求人	5,042	4,716	4,675	4,549	4,911	5,020	5,473					34,386
	求人倍率	0.93	0.95	1.00	1.03	1.11	1.16	1.33					1.06
鹿屋	有効求職	3,530	3,154	2,985	2,903	2,965	2,889	2,717					21,143
	有効求人	3,467	3,206	3,141	3,085	3,384	3,402	3,686					23,371
	求人倍率	0.98	1.02	1.05	1.06	1.14	1.18	1.36					1.11
大隅	有効求職	1,878	1,835	1,693	1,508	1,449	1,433	1,397					11,193
	有効求人	1,575	1,510	1,534	1,464	1,527	1,618	1,787					11,015
	求人倍率	0.84	0.82	0.91	0.97	1.05	1.13	1.28					0.98
南薩地域	有効求職	4,476	4,376	4,267	4,121	4,252	4,276	4,211					29,979
	有効求人	3,709	3,804	3,804	3,623	3,798	3,865	4,049					26,652
	求人倍率	0.83	0.87	0.89	0.88	0.89	0.90	0.96					0.89
加世田	有効求職	1,574	1,544	1,479	1,445	1,491	1,499	1,510					10,542
	有効求人	1,403	1,485	1,576	1,526	1,470	1,469	1,581					10,510
	求人倍率	0.89	0.96	1.07	1.06	0.99	0.98	1.05					1.00
伊集院	有効求職	1,739	1,755	1,703	1,633	1,669	1,661	1,614					11,774
	有効求人	1,259	1,314	1,272	1,244	1,354	1,411	1,413					9,267
	求人倍率	0.72	0.75	0.75	0.76	0.81	0.85	0.88					0.79
指宿	有効求職	1,163	1,077	1,085	1,043	1,092	1,116	1,087					7,663
	有効求人	1,047	1,005	956	853	974	985	1,055					6,875
	求人倍率	0.90	0.93	0.88	0.82	0.89	0.88	0.97					0.90
始良地域	有効求職	5,482	5,307	5,093	4,798	4,818	4,887	4,905					35,290
	有効求人	4,933	4,666	4,640	4,535	4,648	4,678	4,888					32,988
	求人倍率	0.90	0.88	0.91	0.95	0.96	0.96	1.00					0.93
国分	有効求職	4,635	4,438	4,227	4,001	4,051	4,166	4,215					29,733
	有効求人	4,352	4,073	4,034	3,907	4,022	4,056	4,302					28,746
	求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.98	0.99	0.97	1.02					0.97
大口	有効求職	847	869	866	797	767	721	690					5,557
	有効求人	581	593	606	628	626	622	586					4,242
	求人倍率	0.69	0.68	0.70	0.79	0.82	0.86	0.85					0.76
熊毛地域	有効求職	722	715	848	799	617	603	568					4,872
	有効求人	526	522	503	493	572	598	643					3,857
	求人倍率	0.73	0.73	0.59	0.62	0.93	0.99	1.13					0.79
奄美地域	有効求職	1,896	1,936	1,888	1,776	1,783	1,769	1,738					12,786
	有効求人	1,312	1,311	1,310	1,325	1,327	1,348	1,390					9,323
	求人倍率	0.69	0.68	0.69	0.75	0.74	0.76	0.80					0.73
県計	有効求職	37,675	36,892	35,948	34,255	34,106	34,091	33,545					246,512
	有効求人	35,373	33,989	34,194	33,148	34,137	34,781	36,323					241,945
	求人倍率	0.94	0.92	0.95	0.97	1.00	1.02	1.08					0.98

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島

始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城

熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅

奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿



報道関係者 各位

平成 28 年 11 月 29 日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 斉藤 将

主任監察監督官 水溜 栄作

電話 099-223-8277

過重労働解消キャンペーンの取組である 「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施しました ～鹿児島労働局長が、株式会社プロゴワスの職場を訪問しました～

現在、鹿児島労働局（局長 江原 由明）では、「過重労働解消キャンペーン」（11 月）を実施しているところです。（詳細は別添の平成 28 年 10 月 11 日付け記者発表資料参照）

平成 28 年 11 月 11 日（金）、この過重労働解消キャンペーンの取組の一つである「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施しました。

この度、その職場訪問の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

【ベストプラクティス企業への職場訪問の実施概要】

○ 職場訪問の目的

長時間労働の削減等に向けた積極的な取組を行っている県内企業を、鹿児島労働局長が自ら訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介する。

○ 訪問先

株式会社プロゴウス（鹿児島市南栄 3 丁目 1 番 4）

<代表取締役社長 和田 秀一郎 氏>

○ 収集した取組の概要【詳細は別紙参照】

● 取組の目的

仕事と生活の両立に配慮した働きやすい職場づくりを実現していくとともに、従業員の満足度向上を図るため。

● 取組の内容

➤ 時間外労働の削減のための取組

毎月第 2・第 3 水曜日を『ノー残業デー』として設定し実施（月 2 回）。

※ ノー残業デーの実施のほか、時間外労働を行う場合の手続きを見直し、管理職がその必要性等を見極めた上で時間外労働を命じるとともに、実際に行った時間外労働時間数を管理することとしている。

➤ 年次有給休暇の取得促進のための取組

誕生日がある月に、年次有給休暇を活用した『バースデー休暇』の取得を従業員に促す取組を実施。

※ 一人の従業員が複数の仕事を行える「多能化」も推進しており、これにより作業の停滞の防止や休暇等による不在時のフォローアップが可能となり、年次有給休暇の取得向上や時間外労働の削減につながっている。

➤ 働きやすい環境づくりのための取組

全従業員から職場環境の改善に関する提案を受け付け、社内で協議し、協議結果を全て回答するとともに、採用となった提案は着実に実行。

ベストプラクティス企業への職場訪問の実施結果

○ 訪問先

- ・ 会 社 名 株式会社プロゴワス
- ・ 代 表 者 代表取締役社長 和田 秀一郎 氏
- ・ 本社所在地 鹿児島市南栄3丁目1番4号
- ・ 従 業 員 数 68名（男性42名・女性26名）
（社員53名、準社員（パート）15名）

※ 従業員数は、平成28年11月11日時点。

○ 収集した取組内容等

◎ 取組を行う目的

仕事と生活の両立に配慮した働きやすい職場づくりを実現するとともに、全従業員の満足度向上を図るため。

◎ 取組の内容

➤ トップメッセージの発信

「挑戦することを楽しむ！」

辛抱はあるだろうが我慢はしない、自分の思いをはっきり伝える、当事者意識の徹底、これらのことが自然と出来るような風通しのよい職場環境づくりが会社の役目。

その結果として、良い行動が継続し、笑い顔が絶えない職場になることで、“プロゴワス”としての存在意義を、社内外に発信していきたい。

➤ 時間外労働の削減のための取組

毎月第2・第3水曜日（月2回）を「ノー残業デー」として設定し実施。

なお、当初は、毎月19日（育児の日）に実施していたが、曜日を定め、月2回に増やした。

<月に2回とした理由>

- ・ 各人が、業務とプライベートの時間をきっちりと区別し、「オン・オフ」のメリハリをつけ、月に2回は時間どおりに退社し、自分時間（家族との時間）をもってもらうため。
- ・ 効率的な業務を身につけてもらうため。

【実施方法】

- ・ 各階に全員が見るホワイトボード(カレンダー/2ヶ月分)を設置し、そこに「ノー残業デー」を記載。
- ・ 各部署の管理職が集まるミーティング(毎週1回)にて周知。
- ・ 各部署単位の当日の朝礼にてノー残業デーの実施を伝達。

【効果】

- ・ 「ノー残業デー」の実施とともに、時間外労働の手続きを見直し、管理職がきちんとその必要性等を見極めた上で時間外労働を命じるとともに、実際の時間外労働時間数を管理するようにしたため、他の日の時間外労働も抑制され、全社的に時間外時間が減少している。

◇ 時間外労働（所定外労働）の状況

2015.6/2015.7月の残業時間	社員	452.75h
	準社員(パート)	33.75h
	合計	486.50h
2016.6/2016.7月の残業時間	社員	388.00h
	準社員(パート)	0.50h
	合計	388.50h

⇒ 合計98hの所定外労働時間の削減につながった。

＜1人2ヶ月あたり約1時間23分の減＞

※ 直近の状況

2015.9月の残業時間	社員	193.00h
	準社員(パート)	6.50h
	合計	199.50h
2016.9月の残業時間	社員	153.75h
	準社員(パート)	0.00h
	合計	153.75h

⇒ 合計45.75hの所定外労働時間の削減につながった。

＜一人1ヶ月あたり34分の減＞

(その他)

ノー残業デーの実施や時間外労働の手続きの見直しに加え、多能化を徐々に浸透させており、その結果、他分野にわたり技術習得者が増え、人がいないから滞ってしまうという作業が減少している。

➤ 年次有給休暇の取得促進のための取組

誕生日がある月に、年次有給休暇を活用した「バースデー休暇」を取得する制度を導入し、年次有給休暇の取得促進を図っている。

【実施方法】

- ・ 各人が誕生日のある月に「バースデー休暇」を取得するため、また、各部署の管理職が部下の誕生月を把握できるよう、「有給カード」に誕生月を記入。
- ・ 部下に誕生日のある月は、管理職が「バースデー休暇」の取得を当人に促している。また、社長直筆のメッセージカードを付けたプレゼントを、E S 委員（従業員満足度向上委員会）が当人に手渡している。

【効果】

- ・ 以下のとおり年次有給休暇の取得率が上昇してきている。

◇ 年次有給休暇の取得率の状況

平成 26 年 30.8% (全社員)	→	平成 27 年 48.36% (全社員)	+17.56%
24.3% (社員)	→	40.91% (社員)	+16.61%
47.5% (準社員)	→	68.17% (準社員)	+20.67%

※ 平成 28 年上半期においても 51.1%（全社員）と増加傾向にある。

➤ 働きやすい環境づくりのための取組

E S 委員会を中心に全従業員から職場環境の改善に関する提案（改善提案）を受付け、その提案一つ一つに回答している。

改善提案は、部署または経営陣で協議し、その結果を全体朝礼で発表し、さらに掲示をしている。（改善提案は、改善提案箱に入れ、無記名でも受け付けるので、現状毎月提案がある。）

◇ 改善提案事例

提案内容：呼び出しの放送や封緘室のチャイムが聞こえないので、スピーカーをつけて欲しい。

改善：協議の結果、改善提案を採用することとし、全館放送が行え、チャイムも聞こえるよう、スピーカー工事を実施した。

※ 社員一人ひとりが、自分たちの声を上げることによって、少しずつでも職場環境がよくなり、働きやすい環境になっていくことを経験することで、声を上げやすくなってきている。

➤ 今後の取組み

① ノー残業デーの増加

1週間に1日（曜日を設定）を「ノー残業デー」として実施できる仕組みを構築して、更なる時間外労働の削減を図っていきたいと考えている。

② 年次有給休暇の更なる取得促進

「バースデー休暇」による年次有給休暇の取得率 100%を目指し、取得促進のための取組を行っていきたいと考えている。

③ 多能化の推進

急に休暇を取らなければならない時などに、自分しかわからない・できない業務を極力つくらないようにして、いつでも誰かがカバーできる仕組みを、引き続き構築していきたいと考えている。

また、新しく取り組む業務に関しては、一人で業務を習得するのではなく、できる限り複数人数で習得し、「一人のスペシャリスト」を目指すより、「複数のスペシャリスト」を目指していきたいと考えている。

株式会社プロゴワスへの職場訪問の状況

○取組内容の説明を受け、意見交換を行っているところ



和田社長(左手前)、江原労働局長(右中央)

○職場内を見学しているところ(ホワイトボードに「ノー残業デー」を記載)



ホワイトボード
←

和田社長(左)、江原労働局長(中央)

報道関係者 各位

平成 28 年 10 月 11 日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 斉藤 将

主任監察監督官 水溜 栄作

監察監督官 牧角 文治

電話 099-223-8277

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組を使用者団体等に要請 ～ 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します～

厚生労働本省では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

これに合わせ、鹿児島労働局(局長 江原 由明)では、使用者団体等への協力要請、重点監督、電話相談の実施、ベストプラクティス企業への職場訪問等を行います。

今年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016－第4次産業革命に向けて－」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、キャンペーンでは、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。(詳細は別紙)

【キャンペーンの概要】

1 使用者団体等への協力要請を行います

10月18日(火)、鹿児島労働局長が、鹿児島県経営者協会会長に対し、傘下の企業において長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組が実施されるよう、積極的な周知・啓発等の実施について直接協力を要請します。

2 重点監督を実施します

県内の労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などへ監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11月6日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120(794)713

4 ベストプラクティス企業への職場訪問を行います

報道機関に公開の上で、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介します。

5 周知・啓発を実施します

使用者等への別添のリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

平成 28 年度過重労働解消キャンペーン〈鹿児島労働局版〉

1 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（１）使用者団体等への協力要請を行います

キャンペーンの実施に先立ち、鹿児島労働局長が、県内の鹿児島県経営者協会をはじめとする使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業や労働組合において長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組が実施されるよう、積極的な周知・啓発等の実施について協力を要請します。

【鹿児島県経営者協会会長への要請】

- | | |
|----------------|---|
| 1 日 時 | 平成 28 年 10 月 18 日（火）14 時 30 分～15 時 00 分（予定） |
| 2 場 所 | 本坊酒造株式会社（鹿児島市南栄 3 丁目 27）会議室 |
| 3 出席者 | ・鹿児島県経営者協会
会長 本坊 修 氏 等
・鹿児島労働局長 江原 由明 等 |
| 4 報道関係者の登録について | 是非取材をお願いします。取材いただける場合は、お手数ですが、 <u>10 月 17 日（月）15:00 までに鹿児島労働局労働基準部監督課（担当：牧角、水溜）宛て電話（099-223-8277）をいただきますようお願いいたします。</u> |

【協力要請先】

◇ 使用者団体

①鹿児島県経営者協会（再掲）、②鹿児島県商工会議所連合会、③鹿児島県商工会連合会、④鹿児島県中小企業団体中央会等 10 団体

◇ 労働組合

- ①日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
- ②鹿児島県労働組合総連合

◇ 鹿児島県及び関係団体

鹿児島県並びに鹿児島県社会保険労務士会及び公益社団法人鹿児島労働基準協会に対し、過重労働解消キャンペーンの周知について協力を要請します。

(2) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

＜※ 昨年度の実施結果については、別紙＜略＞参照。＞

- ① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

※ 必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。

※ ①については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定届(いわゆる 36 協定)の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するように指導します。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(3) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

平成 28 年 11 月 6 日(日) 9:00~17:00

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 鹿児島労働局または管内の労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30~17:15)

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

一昨年 9 月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0120-811-610

月・火・木・金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou

ki.jun/dl/150508-01.pdf

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki.jun/mail_madoguchi.html

(4) ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

報道機関に公開の上で、鹿児島労働局長が、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介します。

＜詳細については、改めて記者発表を行い、お知らせします。＞

(5) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレット（別添）の配布、公益社団法人鹿児島労働基準協会発行の広報誌「鹿児島労基」（11 月 5 日発行）等への記事掲載、鹿児島労働局ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民の方に周知を図ります。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、
「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

【開催地】

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県			

【専用フリーダイヤル】0120-976-344

【専用ホームページ】<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

知っていますか？

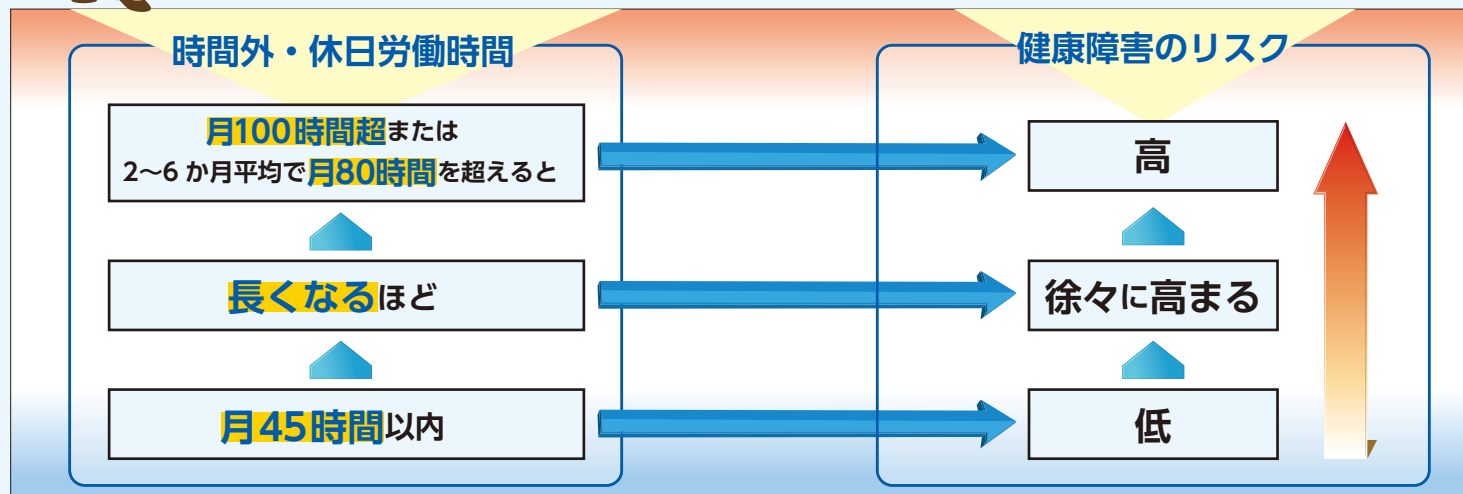


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - 特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）
 ※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）
 ※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）
 ※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
 ※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) **休日電話相談** ▶ **0120-794-713** フリーダイヤル なくしましろう 長い残業 にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。**
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 重点監督を実施します。**
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。
実施日時：平成28年11月6日(日) 9:00～17:00 フリーダイヤル なくしましろう 長い残業 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ ろうどう **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



● 平成 28 年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動 -12 月 15 日～1 月 15 日 -

平成 28 年 10 月末の労働災害発生状況（速報）

- | | | |
|-----------------|---------|--------------------|
| ・ 死亡者数 | 13 人 | 前年比同数 |
| ・ 休業 4 日以上之死傷者数 | 1,448 人 | 前年比 171 人（13.4%）増加 |

鹿児島県下の平成 28 年の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、10 月末現在 1,448 人で前年同期と比較すると 171 人、13.4%増加しています。そのような中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められています。

とりわけ年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となります。

そこで、鹿児島労働局では、労働者が年末年始を無災害で過ごせるよう、『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成 28 年度年末年始無災害運動」と呼応し、年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開します。

（労働基準部健康安全課）

資料 1 平成 28 年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動実施要綱リーフレット

資料 2 平成 28 年 業種別死傷災害発生状況（10 月末）

無災害で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に
平成28年度 年末年始ゼロ災害鹿児島推進運動
— H28.12.15~H29.1.15 —

年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期となることから、鹿児島労働局では、この年末年始の時期をとらえて、職場で働くすべての人々が年末年始を無災害で過ごせるよう、「平成28年度 年末年始ゼロ災害鹿児島推進運動」を展開します。

県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数が高水準で推移しています《グラフ1》

○ 平成28年10月末上半期労働災害による被災者数 《別表》

死亡者数：13人(前年同期と同数)

死傷者数：1,448人(前年同期より171人・13.4%増加)

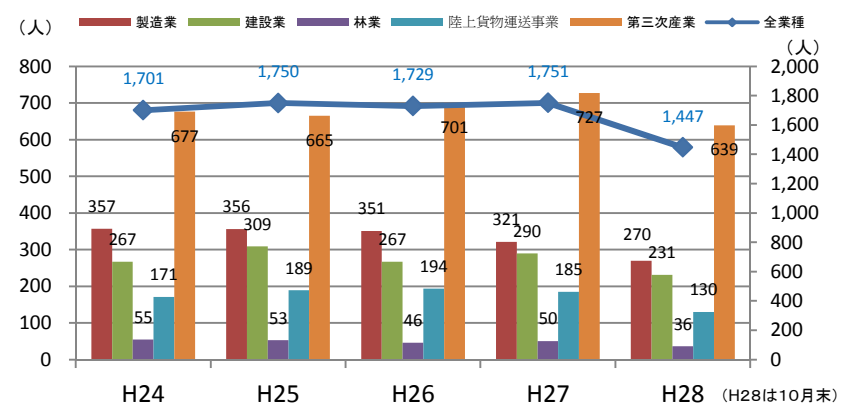
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の4割以上を占める 《グラフ2》

《別表》 県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数(前年比較)

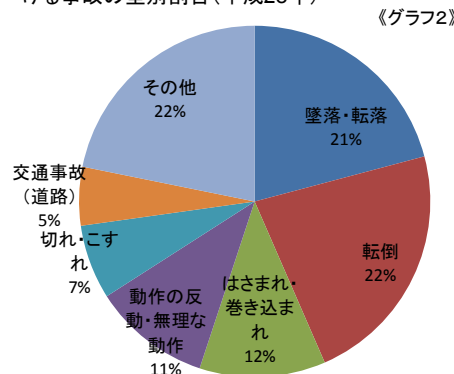
(労働者死傷病報告より)

業 種	平成27年10月末(人)	平成28年10月末(人)	増減率
製 造 業	233	270	+15.9%
食 料 品 製 造 業	140	163	+16.4%
建 設 業	221	231	+4.5%
土 木 工 事 業	79	95	+20.3%
建 築 工 事 業	119	108	-9.2%
第 三 次 産 業	529	639	+20.8%
小 売 業	122	137	+12.3%
医 療 保 健 業	63	78	+23.8%
社 会 福 祉 施 設	88	125	+42.0%
飲 食 店	41	55	+34.1%
陸 上 貨 物 運 送 業	137	130	-5.1%
林 業	38	36	-5.3%
清 掃 業	53	54	+1.9%
合 計	1,277	1,448	+13.4%

《グラフ1》 県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数の推移(業種別・年別)



県内の労働災害による休業4日以上之死傷者における事故の型別割合(平成28年)



平成28年度 年末年始ゼロ災鹿児島推進運動実施要綱

1 趣 旨

鹿児島労働局においては、県下の労働災害発生状況を踏まえ、本年8月15日から11月30日までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」(以下「特別期間」という。)に設定し、労働災害防止対策の強化に取り組んできたところである。平成28年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、10月末現在、1,448人で前年同期と比較すると171人、13.4%増加となるなど、特別期間の取り組み前の平成28年上半期(1～6月)に比べ、増加率は6月時点の19.2%から5.8ポイント低下したものの、依然として高水準で推移している。

このような中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが一層求められている。

とりわけ年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非常作業等が多くなる時期であることから、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、鹿児島労働局では、労働者が年末年始を無災害で過ごせるように、

『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成28年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開することとする。

2 実施期間

平成28年12月15日～平成29年1月15日

3 主 唱 者

鹿児島労働局、各労働基準監督署

4 実 施 者

鹿児島県内の各事業場

5 実施事項

鹿児島労働局・労働基準監督署

- (1) 鹿児島労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知
- (2) 労働基準監督署による監督指導等の実施
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施

冬季は転倒災害が多発

▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合には、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ(照度)を確保しましょう。

◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。



<ヒートマットの設置例>

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索

各事業場

- (1) 最重点事項
非常作業における労働災害防止対策の徹底
(作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)
- (2) 重点事項
 - ① 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
 - ② はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
 - ③ 腰痛予防対策の徹底
 - ④ 交通労働災害防止対策の徹底
 - ⑤ KY(危険予知)活動、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の徹底
 - ⑥ 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
 - ⑦ 安全衛生パトロールの実施
 - ⑧ 火気の使用時における管理の徹底
 - ⑨ 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
 - ⑩ 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施

平成28年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種年		平成28年		平成27年		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1448	13	1277	13	171		13.4%	0.0%
1 製造業		270	1	233	2	37	-1	15.9%	-50.0%
1 1 食料品製造業		163	1	140	1	23		16.4%	0.0%
4 木材・木製品製造業		15		7		8		114.3%	
9 窯業土石製品製造業		11		18		-7		-38.9%	
11～12 金属製品製造業		16		11	1	5	-1	45.5%	-100.0%
13～15 機械機具製造業		22		15		7		46.7%	
上記以外の製造業		43		42		1		2.4%	
2 鉱業		5		2		3		150.0%	
3 建設業		231	3	221	4	10	-1	4.5%	-25.0%
1 土木工事業		95	2	79	2	16		20.3%	0.0%
2 建築工事業		108	1	119	1	-11		-9.2%	0.0%
3 その他の建設業		28		23	1	5	-1	21.7%	-100.0%
4 運輸交通業		148	1	145	2	3	-1	2.1%	-50.0%
1 鉄道・航空機業		6		5		1		20.0%	
2 道路旅客運送業		19		8		11		137.5%	
3 道路貨物運送業		122	1	131	2	-9	-1	-6.9%	-50.0%
4 その他の運輸交通業		1		1				0.0%	
5 貨物取扱業		18		15	1	3	-1	20.0%	-100.0%
1 陸上貨物取扱業		8		6	1	2	-1	33.3%	-100.0%
2 港湾運送業		10		9		1		11.1%	
6 農林業		69	2	66	2	3		4.5%	0.0%
1 農業		33		28		5		17.9%	
2 林業		36	2	38	2	-2		-5.3%	0.0%
7 畜産・水産業		68	1	66	1	2		3.0%	0.0%
8 商業		194	3	162	1	32	2	19.8%	200.0%
1 卸売業		24		20		4		20.0%	
2 小売業		137	3	122	1	15	2	12.3%	200.0%
3 理美容業		2		3		-1		-33.3%	
4 その他の商業		31		17		14		82.4%	
9 金融・広告業		20		10		10		100.0%	
11 通信業		8		4		4		100.0%	
12 教育・研究業		9		15		-6		-40.0%	
13 保健衛生業		205		158		47		29.7%	
1 医療保健業		78		63		15		23.8%	
2 社会福祉施設		125		88		37		42.0%	
3 その他の保健衛生業		2		7		-5		-71.4%	
14 接客娯楽業		105		85		20		23.5%	
1 旅館業		21		19		2		10.5%	
2 飲食店		55		41		14		34.1%	
3 その他の接客娯楽業		29		25		4		16.0%	
上記以外の事業		98	2	95		3	2	3.2%	
10 映画・演劇業				0					
15 清掃・と畜業		54	1	53		1	1	1.9%	
16 官公署		1		1				0.0%	
17 その他の事業		43	1	41		2	1	4.9%	
陸上貨物運送事業（４－３・５－１）		130	1	137	3	-7	-2	-5.1%	-66.7%
第三次産業（８～17）		639	5	529	1	110	4	20.8%	400.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	327	22.6%
	2	墜落・転落	302	20.9%
	3	はさまれ・巻き込まれ	168	11.6%
	4	動作の反動・無理な動作	157	10.8%
	5	切れ・こすれ	99	6.8%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	66	24.4%
	2	転倒	55	20.4%
	3	切れ・こすれ	38	14.1%
	4	墜落・転落	33	12.2%
	5	飛来・落下	16	5.9%
建設業	1	墜落・転落	95	41.1%
	2	飛来・落下	24	10.4%
	3	激突され	22	9.5%
	4	転倒	17	7.4%
	4	はさまれ・巻き込まれ	17	7.4%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	52	40.0%
	2	はさまれ・巻き込まれ	19	14.6%
	3	動作の反動・無理な動作	18	13.8%
	4	激突され	13	10.0%
	5	交通事故（道路）	9	6.9%
林業	1	激突され	12	33.3%
	2	切れ・こすれ	9	25.0%
	3	飛来・落下	5	13.9%
	4	崩壊・倒壊	3	8.3%
	5	動作の反動・無理な動作	2	5.6%
第三次産業	1	転倒	216	33.8%
	2	動作の反動・無理な動作	100	15.6%
	3	墜落・転落	96	15.0%
	4	交通事故（道路）	54	8.5%
	5	はさまれ・巻き込まれ	38	5.9%
小売業	1	転倒	50	36.5%
	2	墜落・転落	20	14.6%
	3	動作の反動・無理な動作	17	12.4%
	4	交通事故（道路）	14	10.2%
	5	切れ・こすれ	9	6.6%
	6	はさまれ・巻き込まれ	7	5.1%
社会福祉施設	1	転倒	47	37.6%
	2	動作の反動・無理な動作	35	28.0%
	3	墜落・転落	14	11.2%
	4	交通事故（道路）	9	7.2%
	5	激突	6	4.8%
飲食店	1	転倒	16	29.1%
	2	切れ・こすれ	11	20.0%
	3	高温・低温の物との接触	8	14.5%
	4	動作の反動・無理な動作	6	10.9%
	5	墜落・転落	3	5.5%

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上
の災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

自動車（新車）小売業最低賃金が改定されます

鹿児島県の三つの特定（産業別）最低賃金のうち、
「自動車（新車）小売業最低賃金」が改定されます。

○自動車（新車）小売業最低賃金

時間額 780円（引上げ額18円）

効力発生日 平成28年12月21日

「自動車（新車）小売業最低賃金」の改定については、平成28年8月23日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、同審議会では平成28年9月29日から同年10月21日にかけて計3回の審議を行った結果、現行時間額762円を18円引き上げる旨の答申がなされたことから、法定の手続きを経て、答申どおり改定することになりました。

（参考事項）

- 1 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、平成28年11月10日に、時間額745円（引上げ額13円）に引き上げる旨の答申があり、法定の手続きを行っています。

（最短効力発生予定日：平成29年1月8日）

- 2 「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、平成28年度の改正申し出が取り下げられ、先に発効した鹿児島県最低賃金が上回ることとなったため、平成28年10月1日以降は鹿児島県最低賃金（時間額715円）以上の支払が必要となります。

【参考：鹿児島県の最低賃金額の改正内容】

1 鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）

	時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
鹿児島県最低賃金	改正後：715 円	21 円	3.03%	平成 28 年 10 月 1 日

2 鹿児島県の特定（産業別）最低賃金

産 業 名	時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
自動車（新車）小売業	改正後：780 円	18 円	2.36%	平成 28 年 12 月 21 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	改正後：745 円	13 円	1.78%	平成 29 年 1 月 8 日 （予定 ※）
百貨店，総合スーパー	(694 円)	——	——	平成 28 年 10 月 1 日から鹿児島県最低賃金額 715 円以上の支払が必要となります。

※ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（745 円）は、官報公示に向けた手続中で、効力発生日は平成 29 年 1 月 8 日となる見込みです。

（労働基準部賃金室）